

令和7年度第2回 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会議事録（概要）

日時 令和8年1月27日（火）午後2時
場所 オンライン（県庁舎10階 入札室）

出席委員

- 有働 恵子 委員 東北大学大学院工学研究科 教授
尾関 規正 委員 東北大学大学院経済学研究科 准教授
小幡佳緒里 委員 弁護士
梶谷 康久 委員 東北学院大学法学部法律学科 准教授
須藤 康英 委員 公認会計士
◎高橋雄一郎 委員 公認会計士
松浦 月子 委員 仙台商工会議所 常任委員
光安 理絵 委員 弁護士
（小笠原孝史委員、窪田亜矢委員は欠席）
（◎は委員長、○は副委員長）

1 開会

2 挨拶

佐々木会計管理者兼出納局長（略）

3 議事

発注工事等の抽出事案の審議について

抽出事案1 県民会館・NPOプラザ複合施設新築工事

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

梶谷委員：本件は一般競争入札であるにもかかわらず、入札者が1者のみで、落札率が100%となっている点に着目しました。質疑事項は、落札率が100%となった理由、入札者が1者にとどまった理由、落札までの経緯の3点です。

消費生活・文化課：（抽出事案説明書により説明）

梶谷委員：非常に大規模な工事であることを考えますと、入札業者の形態は広く取るほうがいいのではないかと思います。特定JVに限定した理由と、それにより入札に参加できる業者が減ってしまわないのかという点について、ご説明ください。

消費生活・文化課：特定JVにつきましては、特定の公共工事を施工することを目的として、複数の建設業者が入札前に一時的に結成する共同企業体のこととご説明いたします。技術力や施工能力、経営基盤の補完を目的とし、構成員は連帯して工事を施工する責任を負い、工事完了とともに解散します。

本工事は大規模かつ多工種にわたるため、技術力を結集する必要があり、3者構成の特定JVといたしました。

特定JVとしたことで入札に参加できる業者が限定され、応札者が減るものではな

く、入札意欲のある事業者はJVを組成して参加可能と考えています。

梶谷委員：ありがとうございます。もう1点質問いたします。入札参加資格に施工実績は不要とありますが、非常に大規模な工事であれば、実績があるほうがいいのではとも考えたのですが、施工実績を「不要」とした理由を教えてください。

消費生活・文化課：競争性確保の観点から施工実績は求めておりませんが、経営事項審査の経審点を要件とすることで、競争性を確保しつつ必要な技術力は担保しております。

梶谷委員：ありがとうございます。重ねての質問になりますが、経審点とは何でしょうか。また総合評価の中で、どのように技術力が算定されたのか、詳しくお伺いしたいと思います。

消費生活・文化課：経審点とは建設業者が公共工事を元請として受注する際に必要となる経営事項審査の結果として算出される総合評定値となります。また、総合評価における技術力の観点では、劇場の新築または改築工事で、主要なホールの固定席が1,000席以上の工事の実績があるかどうかというところを評価いたしました。

梶谷委員：ありがとうございました。

抽出事案2 菅生ダム管理制御設備更新（その2）工事

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

梶谷委員：随意契約で、予定価格が高額、かつ落札率が高い点に着目しました。質疑事項は、随意契約とした理由、指名業者を1者とした理由、落札率が高率となった理由の3点です。

北部地方振興事務所栗原地域事務所：（抽出事案説明書により説明）

梶谷委員：ダムは全国にあり、他にも実績のある業者は存在すると思いますが、競争入札は困難なのでしょうか。

北部地方振興事務所栗原地域事務所：本工事は、運用中のダム設備を部分的に更新するものであり、既存設備との調整が不可欠です。異なる業者が施工した場合、誤動作や障害が生じる可能性が高く、原因究明や責任所在の特定が困難になるおそれがあります。このため、同一施工者による施工が必要と判断し、随意契約としました。

梶谷委員：ありがとうございました。

須藤委員：見積徴収基準に基づく見積とは、具体的にどのように妥当性を確認しているのでしょうか。

北部地方振興事務所栗原地域事務所：見積徴収委員会で依頼先を選定し、今回は6者に依頼しました。回答があった3者の平均価格を採用し、積算に反映しています。

須藤委員：ありがとうございました。

高橋委員長：特注品の見積依頼先について、適正な見積が可能な業者であるかの判断基準を教えてください。

北部地方振興事務所栗原地域事務所：今回見積を依頼した先は、ダム管理制御設備に関する技術力、経験がある電気通信工事の登録をしている業者で、県内の過去10年間にダム管理制御設備の施工実績を有している業者です。見積の内容につきましては、県が単価設定されていない機器類について、既存設備と同等の仕様で依頼し、各業者が回答しておりますので、各業者とも独自の取引範囲の中で該当する仕様の製品を見積していただいたと考えております。

高橋委員長：ありがとうございました。

抽出事案3 内町下ため池改修（その2）工事

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

事務局（窪田委員欠席のため）：指名業者1者で落札率が99.9%と高率である点から、随意契約で比較的高額な案件として抽出しました。質疑事項は、県の積算の適切性及び落札額の妥当性、前工事との関係及び今後の見通しについてです。

大河原地方振興事務所：（抽出事案説明書により説明）

事務局（窪田委員欠席のため）：窪田委員には事前に回答内容をご説明いたしまして、質疑事項等はございませんでした。

抽出事案4 大年時山外地すべり観測及び計器保守点検業務委託

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

事務局（窪田委員欠席のため）：指名競争入札で業種が「試験・計測」、かつ予定価格が高額である点から抽出しました。質疑事項は、試験・計測が適切に行われているかの判断方法、指名業者の適切性の担保方法についての2点です。

仙台土木事務所：（抽出事案説明書により説明）

事務局（窪田委員欠席のため）：窪田委員には事前に回答内容をご説明いたしまして、質疑事項等はございませんでした。

梶谷委員：試験が適切に行われているかどうかについて、テクリスのデータベースで実績数を確認されているとのことですが、こちらに登録されているのは、適切に履行された業務のみなのでしょうか。仮に不適切な業務が行われた場合にそれらを確認する方法はあるのでしょうか。

仙台土木事務所：テクリスは、各公共発注機関が自ら発注した工事・業務実績を受注企業が登録し、他の発注機関の実績も含めて検索できるシステムです。公共発注機関の共同データベースとして利用されており、実際に実績を確認することができます。

梶谷委員：適切な業務だけでなく、不適切な業務がなかったかの確認も重要だと思いますが、その点はこのデータベースを活用すれば特段問題は無いということによいのでしょうか。

仙台土木事務所：完了登録された業務が実績として登録されており、公共発注機関が適切性を確認したものとなります。

審議再開・委員会からの意見まとめ

高橋委員長：それでは、本日の抽出事案について委員会として意見をまとめましたので申し上げます。

今回の抽出事案4件については、基本的には概ね妥当であるという判断に至りました。定められた手続きを踏んでおり、特に問題となる点は見られませんでした。引き続き制度の適切な運用を通じて、公共事業の適正な執行を確保していただきたいと思います。

4 報告

菊田契約課長：前回委員会でいただいた助言への対応状況を報告いたします。

1点目、総合評価落札方式における価格評価点と価格以外の評価点のバランスについては、他県の状況を確認し、大きな差がないことを確認いたしました。また、価格以外の評価点においては、基本方針に基づく地元企業の受注機会の確保や、担い手3法の改正に沿った取組を実践し技術と経営により優れた企業を対象とした加点であり、結果、供給される工書の品質と価格を総合的に評価し、最も優れた工書を施工できる企業と契約するという面で、妥当であると判断しております。

2点目、昇降機工書の発注方法については、原則として建築工事に含めて発注する方針としております。

3点目、プロポーザル案件の明示については、抽出様式に備考欄を設けて対応いたします。

(1) 建設工事等の入札執行の状況について（報告）

（資料6～11により説明）

入札・契約制度の改正について（令和8年4月適用）

「委員会の運営について」の改正

令和7年度の入札執行の状況について（R7.9月末現在）

指名停止の措置状況について（R7.4.1～R7.11.30）

入札方式別発注工事について（R7.4.1～R7.9.30）

入札方式別発注建設関連業務について（R7.4.1～R7.9.30）